

徳島市国民健康保険料減免取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、徳島市国民健康保険条例（昭和38年条例第42号。以下「条例」という。）第24条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する保険料の減免取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象者等)

第2条 市長は、次の各号に該当する者で、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者がその利用し得る資産、能力の活用を図っても、なお保険料の全額納付に堪えることが困難であると認められる者に対しては、その者の申請に基づき、当該年度の保険料確定額の事実発生以降の保険料について減額又は免除することができる。

- (1) 火災・風水害・落雷・その他これらに類する災害により生活資源を減損し、生活が著しく困難となった者。
- (2) 生活の中心となる者の死亡・疾病・負傷・失職（解雇）又は事業の休廃止等により、その収入が激減し、生活が著しく困難となった者。ただし、条例第15条の2により特例対象被保険者等に係る保険料が軽減される者は除く。
- (3) 次のいずれかに該当する被保険者又は特定同一世帯所属者がいる世帯。
 - ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項による支給を受けている者。
 - イ 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第13号）の適用されている知的障害者及び身体障害者。
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者。
 - エ 徳島県特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を交付されている者。
 - オ 難病の患者に対する医療等に関する法律に係る医療費の支給認定を受けている者又は児童福祉法第19条の3による医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等。
- (4) 納付義務者が生活保護法による保護を受けることとなった世帯。
- (5) 強制換価手続による所得又は譲渡所得がある者で、やむを得ない理由による債務の履行により、当該所得が失われたと認められる者。
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条に該当する被保険者がいる世帯。
- (7) 前年の医療費の支払額が多額で、生活が著しく困難となった者。
- (8) 登記簿に土地又は家屋の所有者として登記されている者であっても、裁判若しくは審判の確定又は調停の成立を証する書面により、当該所有者でないことが明らかな者。
- (9) 当該年度4月1日時点で満18歳未満の被保険者が属する低所得世帯。
- (10) 避難を目的としてウクライナから日本に在留を許可されているもの。

(減免の割合)

第3条 前条の各号に該当する者の適用範囲及び減免割合等は別表のとおりとする。

- 2 前条に規定する第1号、第4号、第6号、第8号、第9号及び第10号を除く各号の

うち、2つ以上の規定に該当する者については、減免割合の大きいいずれか1つの規定を運用する。

3 前条第2号、第3号又は第7号に該当する者で、条例第15条第1項第1号及び第2号の規定による保険料の減額がされているときは減免を行わない。ただし、特別の事情のある場合はこの限りではない。

4 減免に係る申請書の提出が、条例第24条第2項に規定する期限後であっても、遅延した理由がやむを得ないと認められるときは、当該年度の保険料の範囲内において、減免することができる。

(減免の取消し)

第4条 市長は、保険料の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときはその措置を取り消し、その旨を当該納付義務者に通知するとともに、減免により免れた当該保険料は納付義務者より徴収する。

- (1) 資力の回復その他事情の変化によって減免が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められるとき。

附 則

この要綱は、平成12年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の保険料から適用する。